自宅再建利子助成事業給付金

令和6年能登半島地震により、居住していた住宅に一定の被害を受けた方等 制度趣旨が、県内で住宅を新築、購入、補修するために、金融機関等から融資を受けた 際の借入額に係る利子の全部又は一部に対する助成制度です。

対象者

県内で被災し、県内で住宅を再建した、次の(1)から(3)の全てに 該当する方(法人を除く)

※「地域福祉推進支援臨時特例給付金」との併給はできません。

- (1) 次の(ア) から(エ) のいずれかに該当する方
 - (ア) 罹災証明書で半壊以上の判定を受けた世帯
 - (イ) 敷地被害解体世帯
 - (ウ) 長期避難世帯の認定期間中に、住宅再建した世帯
 - (工) 応急仮設住宅等(建設型応急仮設住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅 目的外使用)の入居者であり、供与期間内に住宅再建した世帯
- (2) 再建した住宅に入居する年の前年の収入(所得)額が、次の要件を満たす方
 - ・給与収入のみの世帯 : 世帯年収が600万円以内
 - ・給与収入以外の収入がある世帯:世帯所得が440万円以内
 - ※23歳未満の被扶養者がいる世帯は、世帯収入(所得)の制限はありません。
 - ※高齢者、障がい者がいる世帯は、世帯所得要件の緩和(控除)があります。
- (3) 本人又は親族が、住宅再建のために金融機関等から融資を受けている

給付金額

上限300万円 (1世帯につき1回限り)

申請期限

再建先の住宅へ入居完了後、原則6か月以内に申請が必要です。

- ① 令和6年3月28日までに住宅を再建し、その住宅に入居した方 →令和6年9月30日まで
- ② 令和6年3月29日以降に住宅を再建し、その住宅に入居する方
 - →入居日から起算して6か月経過した日又は令和9年1月31日のいずれか早い日

申請方法

申請には申請書類の他に添付書類が必要です。詳しくは県ホームページをご確認ください。

石川県 利子助成給付金





▲ 利子助成給付金HP

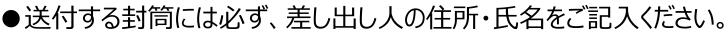
【窓口】 以下の窓口で申請を受け付けています。

場所		受付時間	
七尾市	パトリア4階総合支援窓口	月~金・日	9~17時
輪島市	輪島市役所1階	月~金	9~17時
	門前総合支所	月・金	9~17時
	町野支所	火・木	10~15時
珠洲市	珠洲市役所1階	月~土	9~17時
志賀町	志賀町役場1階	月~金	9~17時
	富来活性化センター	月~金	9~17時
穴水町	穴水町役場1階	月~金	9~16時
能登町	能登町役場1階	月~金	9~16時
県庁	石川県庁1階	月~金	9~17時

【郵送】

【郵送先】

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県利子助成給付金事務局 宛



●申請書類には個人情報が多く含まれるため、配送状況や到着が確認できる書留やレターパック等 の使用をおすすめします。



自宅再建利子助成給付金を装った詐欺にご注意ください

自治体の職員等が以下のことをすることは絶対にありません!



- ★ ATM の操作をお願いすること
- ★ 自宅に訪れ、キャッシュカード等を預かること
- ★ 受給に当たり、手数料の振り込みを求めること

不審に思ったらご相談ください。

- ◆お住まいの市町担当窓口
- ◆最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110
- ◆消費者ホットライン (局番なし) **188** (いやや!)

自宅再建利子助成事業給付金コールセンター コールセンター受付時間 9:00~17:00 TEL **076-225-1968** (土日祝日を含む。年末年始は12/28~1/3はお休み)